



令和7年4月から始まりました！

## 妊婦のための支援給付制度について

これまで、「出産・子育て応援給付金」として支給していた妊娠届出時・出産時の経済的支援のための給付金は、令和7年4月より「妊婦のための支援給付」として制度化されました。

また、妊娠期～子育て期の支援として行っていた「伴走型相談支援」については、「妊婦等包括支援事業」として制度化されますが、これまでどおり各種相談支援等を受けられます。

各種手続きについては、引き続き、余市町公式LINEがご利用いただけますので、ご来庁が難しい方は是非ご活用ください（妊娠届・出生届は来庁での手続きが必要になりますのでご注意ください。）

### ● 妊婦等包括支援事業について

妊娠期～子育て期（概ね0～2歳の乳幼児を養育する）の妊娠婦・その配偶者や子育て世帯に寄り添う面談・相談支援を行います。

#### 各種面談

- 妊娠届出時 原則、妊娠届出時に、アンケートと同時に行います。  
※同時に妊婦給付認定の申請案内・受付を行います。
- 妊娠中期 妊娠6ヶ月頃
- 出生後 産婦・新生児（乳児）訪問（原則、担当者より連絡します。）
- その他 隨時  
※妊娠中期・その他の面談については、右上の二次元コードから、余市町公式LINEでも面談申込ができます（後日、担当者より日程調整について連絡します）。



#### 妊娠婦・子育て相談



※右の二次元コードから、余市町公式LINEで相談ができます  
(返信まで時間がかかる場合があります。緊急のご連絡・ご相談は、電話等をお使いください)

#### 妊娠婦登録について (LINE登録)

右下の二次元コードから、余市町公式LINEにおける妊娠婦の登録ができます。氏名等の入力内容が記録されるため、更にLINE手続きが便利になります。

- 登録方法 ①余市町公式LINEアカウントをお友達登録する  
②妊娠婦登録から必要情報を入力し、妊娠婦登録する
- LINEでできる手続き ①各種面談予約  
②妊娠婦・子育て相談  
③妊婦支援給付手続き（申請・届出）



余市町公式LINE  
(お友達登録)



妊娠婦登録



手続選択  
メニュー

問合せ先：〒046-8546 余市町朝日町26番地  
余市町民生部子育て・健康推進課  
(TEL: 0135-21-2122 FAX: 0135-21-2144)

裏面もご覧ください

## ● 妊婦のための支援給付制度について

胎児の心拍が確認されたときに5万円、胎児の数が確認されたときに胎児数×5万円の支給を受けられます。

### 妊婦のための支援給付



対象者 **妊婦の方**（申請時点で余市町に住民票がある方）

支給額 **1回目・・・5万円**

**2回目・・・胎児数×5万円**

手続方法 **●妊婦給付認定申請・・・原則、妊娠届出時**

①医療機関で「胎児の心拍を確認した証明書（書式不問）」の交付を受ける。

②役場へ「妊婦給付認定申請書」を提出する（書面または右上LINE）。

※原則、「妊娠届」と同時に手続き（手続場所：役場子育て・健康推進課窓口）

③申請内容を審査し、「妊婦給付認定（申請却下）通知書」にて審査結果をお知らせします。

**●胎児の数の届出・・・原則、出産予定日の8週間前の日以降**

①医療機関で「胎児の数を確認した証明書（書式不問）」の交付を受ける。

②役場へ「胎児の数の届出」を提出する（書面または右上LINE）。

**●上記手続きを行った方は、申請・届出時に指定した方法で、下記のとおり妊婦支援給付金を行います。妊婦支援給付金を受けるための改めての手続きは不要です。**

**「妊婦給付認定」を受けたとき**

・・・妊婦支援給付金（1回目）：**5万円**

**「胎児の数の届出」を行い、内容に不備がないとき**

・・・妊婦支援給付金（2回目）：**胎児数×5万円**

**●支給日等の詳細は、事前に送付する「妊婦支援給付金支払通知書」をご確認ください。**

申請時期 **●妊婦給付認定申請 医師が胎児の心拍を確認した日～2年を経過する日**

**●胎児の数の届出 出産予定日の8週間前の日以降で医師の確認または出産により胎児の数が明らかになった日～2年を経過する日**

※出産予定日の8週前の日の前日以前の出産、死産、流産及び人工中絶をした場合はその日から手続き可能

#### こんなときは？（Q & A）

**Q. 胎児の心拍・胎児の確認後、申請・届出を行う前に町外に引っ越しした場合はどうなりますか？**

A. 原則、申請・届出時点で住民票のある市町村に手続きすることとなります。既に申請・届出を行った場合は、その市町村で認定・支給を行います（いずれの場合でも、転入元と転入先市町村で重複受給することはできません）。詳しくは、転出届を提出するときに転出元市町村へ、または、転入届を提出するときに転入先市町村にご相談ください。

**Q. 里帰り出産の場合どうなりますか？**

A. 里帰りの中であっても、申請・届出時点で住民票のある市町村に申請・届出することとなります。遠方の場合は、LINE手続きをご検討ください。

**Q. DV被害などにより避難（住民票と異なる住所に居住）していますが、どうなりますか？**

A. DV被害などの理由がある場合でも、住民票のある市町村での手続きが必要です。

**Q. 妊婦支援給付金はいつ受け取れますか？**

A. 申請・届出の時期や審査状況により異なりますが、手続きから概ね1～2ヶ月後に支給することを予定しております。

**Q. 支給金の受取にはどのような方法がありますか？**

A. 原則、申請書に記載された指定口座へ振込みします。なお、妊娠婦本人が受給者となりますので、必ず妊娠婦本人名義の口座をご指定ください。

**Q. 申請に必要な書類は？**

A. 以下の申請書類が必要です。特に、妊娠届出の際は、妊娠婦本人名義の口座情報の写しをご持参いただけますと、手続きがスムーズです。なお、LINE申請の場合は、書面の提出は不要です。

①「妊婦給付認定申請書」または「胎児の数の届出」

②医療機関が交付した「胎児の心拍の確認を受けた証明書類」または「胎児の数を受けた証明書類」

③妊娠婦本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面など））の写し

④妊娠婦本人名義の口座が確認できるもの（通帳・キャッシュカードの写しなど）

**Q. 流産・死産・人工中絶などの場合はどうなりますか？**

A. 流産・死産・人工中絶の場合でも、医療機関において「胎児の心拍」が確認されれば、「妊婦給付認定」及び「妊婦支援給付金（1回目）」の支給が、「胎児の数」が確認されれば、「妊婦支援給付金（2回目）」の支給が受けられます。この場合、出産予定日の8週間前の日を待たずに、流産・死産・人工中絶の日から「胎児の数の届出」を提出できます。

なお、妊娠届の前に上記事項が確認された場合は、改めて妊娠届を行なう必要はありません。

**Q. 出産予定日の8週間前の日より前に出産した場合はどうなりますか？**

A. 出産予定日の8週間前の日を待たずに、当該出産日から「胎児の数の届出」を提出できます。

### 特殊詐欺や個人情報の詐取にご注意ください！

例年、各種給付金などに関連して、都道府県・市町村や厚生労働省の職員などをかたつた詐欺が発生します。余市町において、「給付金の支給を行うために振込を指示すること」、「口座の暗証番号を聽いたり、口座の認印を送付させたりすること」はありません。

不審な電話や郵便があつた場合は、表面の問合せ先や最寄りの警察署にご連絡ください。